

## 理 由 書

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第4条第1項の規定により、同法第3条第3項の免許の更新申請を行うにあたり、同法施行規則第3条の申請期間中（免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間）に申請しなかった理由は下記のとおりです。

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

商号又は名称

氏 名

(法人にあっては代表者の氏名)

記

理 由